

柏崎市総合福祉センターの利用について

【利用受付時間】

- 午前9時から午後9時まで（※休館日は受付を行っていません）

【利用団体登録】

- 利用は団体に限ります。利用を希望する団体は、事前に登録手続きが必要です。
※利用団体登録の方法については、『柏崎市総合福祉センター利用団体登録について』をご参照ください。

【開館時間】

- 午前9時から午後9時30分まで（※準備・後片付けの時間も含まれます）

【休館日】

- 毎週月曜日及び年末年始（12月29日から1月4日まで）
- 福祉関係団体及びボランティアセンター登録団体に限り、平日の月曜日のボランティア集会室の利用が可能です。利用時間は午前9時から午後5時まで。

【利用申し込み】（※休館日は受付を行っていません）

- （1）利用日の1ヶ月前から予約を受け付けます。（※電話での仮予約可。なお、福祉関係団体の場合は3ヶ月前から）
- （2）利用については、『利用許可申請書』にご記入のうえ、利用料金を添えて、受付窓口にて利用日の7日前までにお申し込みください。（振り込み可）
※利用日が7日以内の利用の予約については、電話での仮予約は受け付けておりませんので、受付窓口にお越しいただき、その場で『利用許可申請書』にご記入のうえ、利用料金を添えて、お申し込みください。
※仮予約分の本申請手続き（利用料金の納入含む）については、平日の月曜日でも受け付けます。
- （3）減免利用を希望する団体は、『利用許可申請書兼利用料金減免申請書』にご記入のうえ、受付窓口にて利用日の7日前までにお申し込みください。
※減免利用についての詳細は、『柏崎市総合福祉センター利用団体登録について』をご参照ください。

【利用料金】

	部屋名	概要	面積 (㎡)	1時間当たり (円)
1階	会議・研修室	机10台、イス30脚	70	410
	調理実習室	調理台3台	48	460
2階	研修室	和室24畳	65	360
	会議室1	和室24畳（会議室1、2の併用も可）	64	310
	会議室2	和室24畳（会議室1、2の併用も可）	64	310
	作業・研修室	机30台、イス100脚	220	1,030

【利用の取り消し】

- （1）利用許可を受けた後、利用の取り消しをする場合は『利用取消申請書』をご提出ください。
- （2）利用日の7日以前までに利用申し込みを取り消した場合、既にお支払いいただいた利用料金の7割を還付します。また、減免利用の場合には、減免回数にはカウントしないこととします。
- （3）利用日の7日以内の取り消しについては、還付の対象とはならず、また、減免利用の場合には、減免回数のカウントをさせていただきます。
- （4）利用者が、天災その他自己の責任に帰することができない理由により利用できない場合、利用料金の全額を還付します。